北海道中小企業家同友会南しれとこ支部　第２７回定時総会

２００９年4月１０日
寿宴

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＜第１部　総会　１８：００～１８：２５＞＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

１．開会挨拶　　北海道中小企業家同友会南しれとこ支部　　支部長　　端　賢二
２．議長選出
３．議事
　①役員選考委員選出
　②報告事項　　＜１＞２００８年度の活動と決算報告
　　＜２＞会計監査報告

　③議題　　＜１＞２００９年度の活動方針案と予算案の提案
　　＜２＞北海道中小企業家同友会の一般社団法人移行に伴う定款について
　　＜３＞全道総会代議員の選出
　　＜４＞２００９年度の役員選出

　④質疑応答
　⑤採択
４．議長退任

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＜第２部　記念講演　１８：３０～１９：１５＞＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

＜テーマ＞　「企業づくりと人育ての実践から学ぶ」

＜講師＞　　北海道中小企業家同友会　副代表理事　落合　洋　氏
　　＜（株）テキサス　代表取締役＞
＝＝

【第一回幹事会】

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＜第３部　懇親会　　１９：２５～２０：４５＞＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

１．第一回幹事会の報告
２．新支部長挨拶
３．祝杯
４．懇談
５．スピーチ
６．閉会

同友会の３つの目的

１．同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と、強靭な経営体質をつくることをめざします。
２．同友会は、多くの人に触れあうことによってお互いの人格、識見を高め、現代の経営者に要求される総合的な能力を身につけるよう努力します。
３．同友会は中小企業をとりまく経営環境の改善をめざします。

同友会の３つの精神

自主・民主・連帯

同友会の目指す企業像

国民や地域と共に歩む中小企業

同友会が目指す２１世紀型企業

１．自社の存在意義を改めて問い直すとともに、社会的使命感に燃えて事業活動を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準でこたえられる企業。

２．社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ちあい、高まりあいの意欲に燃え、活力に満ちた豊かな人間集団としての企業。

同友会の合言葉

１．知り合い、学びあい、援けあい、共に繁栄を目指しましょう！
２．きばらず、せかず、諦めず、私たちの要望を実現しましょう！
３．激動をよき友とする経営者になりましょう！

会員間取引の三つの申し合わせ

１．同じものを買うなら会員企業から。会員にはなるべく安くて良いものを提供する
２．率直に希望を出し合い、仕方なくお義理で取引するのはやめ、お互いに利益は保障する。
３．取引を通じて、会員同士の友情と信頼が一層深まるよう努力する。

報告事項＜１＞　２００８年度の活動と決算報告

中標津町・別海町・標津町・羅臼町の４町に広がる南しれとこ支部は、設立して２６年が経過しました。２００８年度は経済情勢の悪化にもかかわらず、「同友会三つの目的」に沿って着実に学習会を積み重ねてきました。

２００８年度の活動の特徴として次の４点が挙げられます。

１．別海地区会が地域の期待を担って２００７年１１月１７日に発会しました。南しれとこ支部では最初の地区会となりましたが、その後会員数も５３社と拡大し、活動も充実してきました。

２．別海地区会が牽引役となって、支部の会員数は１３１社から１３７社へと前進しました。

３．中小企業振興基本条例の制定を目指し、中標津町と別海町で、同友会、町、商工会で構成する三団体合同学習会が継続して開催されました。別海町では３月に制定されて４月１日から施行されています。

４．会員間取引を促進するために、会員交流手帳を作成しました。

総会・幹事会

2008 年

4 月　3 日　4 月幹事会　19 名
於　なかまっぷ

4 月 11 日　総会　38 名
於　寿宴
テーマ：「今なぜ、農業に安心、安全が問われているのか」 ～消費者と正面から向かい合う農業を目指して～
㈲夢がいっぱい牧場
代表取締役　片岡　文洋　氏

5 月　2 日　5 月幹事会　15 名
於　なかまっぷ

6 月　3 日　6 月幹事会　10 名
於　なかまっぷ

7 月　2 日　7 月幹事会　14 名
於　なかまっぷ

8 月　4 日　8 月幹事会　17 名
於　なかまっぷ

9 月　2 日　9 月幹事会　12 名
於　なかまっぷ

9 月 22 日　四役会　7 名
於　寿宴

10 月　6 日　10 月幹事会　11 名
於　なかまっぷ

11 月　6 日　11 月幹事会　10 名
於　なかまっぷ

12 月　3 日　12 月幹事会　15 名
於　寿宴

2009 年

1 月　8 日　1 月幹事会　21 名
於　寿宴

2 月　5 日　2 月幹事会　14 名
於　なかまっぷ

2 月 24 日　四役会　7 名
於　レストラン　ラ・キンコ

3 月　5 日　3 月幹事会　15 名
於　なかまっぷ

専門委員会

中小企業振興基本条例制定会議

2008 年

11 月 14 日　会議　5 名
於　なかまっぷ

12 月 16 日　会議　7 名
於　なかまっぷ

12 月 19 日　会議　8 名
於　なかまっぷ

例会・特別企画

2008 年

5 月 16 日　5 月例会　25 名
於　なかまっぷ
テーマ：「羅臼の観光はここが凄い！」
講師：羅臼町観光協会
事務局長　三浦　理沙　氏

6 月 20 日　6 月例会　20 名
於　なかまっぷ
テーマ：「メタボよさようなら」 ～経営者の健

康管理～
講師：中標津こどもクリニック
院長　栗山　智之　氏

7月29日　7月例会　20名
於　なかまっぷ
テーマ：「当世高校生気質」　～教育現場の悩みと希望～
講師：中標津高校
教諭　長瀬　肇　氏

8月27日　8月例会　20名
於　なかまっぷ
テーマ：「金融機関は決算書のここをチェックしている」
講師：福田経営センター
係長　本間　直樹　氏

9月18日　ゴルフコンペ　7名
於　知床ゴルフクラブ

9月25日　9月例会　27名
於　なかまっぷ
テーマ：「なぜここに　こんな街が」
講師：なかしべつ伝成館
代表理事　飯島　実　氏

10月21日　10月例会　36名
於　ぷらと
テーマ：「献上鮭と別海」　～その歴史と美味しさの秘密～
講師：別海漁業協同組合
参事　石川　量平　氏

11月26日　11月例会　24名
於　なかまっぷ
テーマ：「今だから利用しよう　助成金」　～若者・高齢者採用から経営革新支援まで～
講師：ファーストコンサルティング㈱
代表取締役　乗山　徹　氏

12月　3日　望年会　31名
於　寿宴

2009年

1月21日　新年交礼会　45名
於　トーヨーグランドホテル
テーマ：「中小企業振興基本条例を制定して豊かな故郷をつくろう」
講師：北海道中小企業家同友会
代表理事　守　和彦　氏
(㈱ダテハキ　代表取締役)

2月25日　2月例会　15名
於　なかまっぷ
テーマ：「来るべき100年に向けて」
報告者：㈲中標津保養所温泉旅館
代表取締役　加藤　達雄　氏
いぬい牛乳
代表　乾　洋　氏

3月18日　3月例会　30名
於　ぷらと
テーマ：「経営指針で会社を変える」　～別海地区会、経営指針研究会での学びと成果～
報告者：㈲神田新聞店
専務取締役　神田　要　氏
㈱ほくえい
代表取締役　外村　武　氏

別海地区会

2008年

4月　9日　総会　42名
於　ウエディングプラザ別海

4月21日　中小企業振興基本条例制定会議第1回打ち合わせ　11名
於　別海町役場

5月10日　幹事会　10名
於　ぷらと

5月15日　良い会社づくり委員会　7名
於　ぷらと

5月22日　経営指針成文化研究会　7名
於　ぷらと

5月23日　中小企業振興基本条例制定会議第2回打ち合わせ　11名
於　別海町役場

5月27日　中小企業振興基本条例制定会議　19名
於　ぷらと

6月10日　幹事会　6名
於　三福食堂

6月10日　経営指針成文化研究会　9名
於　ぷらと

6月21日　例会　15名
於　三福食堂
テーマ：「別海の歴史を学ぶ夕べ」
報告者：㈱イソジェック
磯田　忠雄　氏

6月30日　幹事会　4名
於　三福食堂

7月　8日　経営指針成文化研究会　9名
於　ぷらと
テーマ：「我社の経営指針」
報告者：戸沼建設㈱
代表取締役　戸沼　平八　氏

7月16日　中小企業振興基本条例制定会議　提案書提出　11名

於　ぷらと

7月23日　**中小企業振興基本条例制定会議第3回打ち合わせ**　11名
於　別海町役場

7月24日　**幹事会**　8名
於　三福食堂

8月 5日　**良い経営者づくり委員会**　5名
於　ぷらと

8月11日　**中小企業振興基本条例制定会議　提案事項提出**　15名
於　なかまっぷ

8月12日　**経営指針成文化研究会**　8名
於　ぷらと

8月22日　**中小企業振興基本条例制定会議第4回打ち合わせ**　6名
於　別海町商工会

8月25日　**幹事会**　8名
於　ぷらと

8月25日　**8月例会**　22名
於　ぷらと

テーマ：「私の歩みと経営」
報告者：㈱べつかい乳業公社
代表取締役専務　佐藤　敏雄　氏

9月16日　**経営指針成文化研究会**　8名
於　ぷらと

9月26日　**良い経営者づくり委員会**　3名
於　三福食堂

10月 1日　**中小企業振興基本条例制定会議第5回打ち合わせ**　11名
於　別海町役場

10月 2日　**幹事会**　5名
於　三福食堂

10月 7日　**経営指針成文化研究会**　5名
於　ぷらと

10月22日　**中小企業振興基本条例制定会議第6回打ち合わせ**　11名
於　別海町役場

11月 4日　**幹事会**　4名
於　ぷらと

11月11日　**経営指針成文化研究会**　6名
於　ぷらと

12月 2日　**幹事会**　8名
於　三福食堂

12月 8日　**中小企業振興基本条例制定会議第7回打ち合わせ**　11名
於　別海町役場

12月16日　**年末例会**　30名
於　ぷらと

テーマ：「昨今の経済情勢とこれからの企業経営」
講師：大地みらい信用金庫
専務理事　遠藤　修一　氏

12月22日　**経営指針成文化研究会**　7名
於　ぷらと

12月25日　**中小企業振興基本条例制定会議第8回打ち合わせ**　11名
於　別海町役場

2009年

1月13日　**幹事会**　10名
於　ウエディングプラザ別海

1月13日　**新年交礼会**　34名
於　ウエディングプラザ別海

テーマ：「大企業　中小企業の　成り上がり　夢と希望と　知恵と運抱き」～不景気を　木っ端微塵に　吹き飛ばせ　元気モリモリ　戯れ歌綴り～
講師：別海町
教育長　山口　長伸　氏

2月 3日　**経営指針成文化研究会**　8名
於　ぷらと

2月18日　**幹事会**　8名
於　三福食堂

2月24日　**経営指針成文化研究会**　8名
於　ぷらと

3月 9日　**四役会**　6名
於　三福食堂

3月26日　**幹事会**　8名
於　三福食堂

部会・研究会

貘の会

2008年

4月21日　**総会**　6名
於　なかまっぷ

6月17日　**例会**　7名
於　なかまっぷ

テーマ：市街地調査の進捗状況と討議

7月15日　**例会**　6名
於　なかまっぷ

テーマ：各班市街地調査報告

8月18日　**例会**　4名
於　なかまっぷ

テーマ：市街地調査報告

9月16日　**例会**　2名
於　なかまっぷ

テーマ：市街地調査報告

10月15日　**例会**　3名
於　なかまっぷ

テーマ：市街地調査報告

12 月 12 日　忘年会　5名

於　旬花

テーマ：「2008 年を振り返り、2009 年を展望しましょう」

2009 年

1 月 22 日　例会　2名

於　なかまっぷ

テーマ：市街地調査報告

2 月 17 日　例会　4名

於　なかまっぷ

テーマ：市街地調査報告

3 月 16 日　例会　5名

テーマ：市街地調査報告

２００８年度　北海道中小企業家同友会釧根事務所　収支報告書

（２００８年４月１日～２００９年３月３１日）

（単位：円）

収入の部

	勘定科目	予算	実績	備考
会費収入	入会金還元金	688,000	918,000	1社　16,000円
	（釧路）	(480,000)	(708,000)	
	（根室）	(48,000)	(33,000)	
	（南しれとこ）	(160,000)	(177,000)	
	会費還元金	7,072,000	7,824,000	1社1ヶ月 1,000円
	（釧路）	(5,045,000)	(5,432,000)	
	（根室）	(716,000)	(770,000)	
	（南しれとこ）	(1,311,000)	(1,622,000)	
	未収入還元金	661,000	0	
	支部還元金（人件費）	0	15,120,493	本部負担
	小計　①	8,421,000	23,862,493	
事業収入	釧路会合収入	11,650,000	11,161,375	
	（例会・総会）	(10,000,000)	(9,155,875)	
	（教育）	(750,000)	(1,143,400)	
	（厚岸地区会）	(400,000)	(564,500)	
	（白糠地区会）	(350,000)	(151,600)	
	（摩周地区会）	(150,000)	(146,000)	
	根室会合収入	670,000	669,800	
	（例会・総会）	(650,000)	(669,800)	
	（教育）	(20,000)	(0)	
	南しれとこ会合収入	1,720,000	1,894,200	
	（例会・総会）	(1,000,000)	(1,126,200)	
	（教育）	(20,000)	(0)	
	（別海地区会）	(700,000)	(768,000)	
	三支部合同事業収入	200,000	0	
	広報・名簿広告収入	150,000		
	共同求人収入	20,000	4,250	
	雑収入	303,500	425,495	部会通信費、事務局講演料寄付等
	小計　②	14,713,500	14,155,120	
その他収入	同友会祭り引当金繰戻	0	789,708	三丁目の夕日祭り
	記念事業引当金繰戻		365,536	北のさくらさくセット品箱代
	小計　③	0	1,155,244	
当期収入合計（①+②+③）		23,134,500	39,172,857	

支出の部

	勘定科目	予算	実績	備考
事業費	印刷費	300,000	481,274	コピー、封筒、名刺
	通信費	1,030,000	1,063,659	
	（郵送料）	(150,000)	(76,517)	郵便、宅急便
	（電話料）	(700,000)	(788,136)	電話、プロバイダ
	（FAX料）	(180,000)	(199,006)	同報送信
	交通費	950,000	1,618,349	ｶﾞｿﾘﾝ、車検2台、保険、修理他
	出張宿泊費	950,000	476,785	
	釧路会合費	11,890,000	12,437,724	
	（例会・総会）	(10,300,000)	(10,616,496)	
	（教育）	(600,000)	(752,417)	
	（厚岸地区会）	(430,000)	(686,026)	
	（白糠地区会）	(380,000)	(166,498)	
	（摩周地区会）	(180,000)	(216,287)	
	根室会合費	720,000	724,919	
	（例会・総会）	(700,000)	(724,919)	
	（教育）	(20,000)	(0)	
	南しれとこ会合費	1,820,000	1,992,697	
	（例会・総会）	(1,050,000)	(1,200,967)	
	（教育）	(20,000)	(0)	
	（別海地区会）	(750,000)	(791,730)	
	三支部合同事業費	250,000	0	
	広報・名簿広告費	200,000	0	
	図書調査費	200,000	298,147	新聞、書籍、公立大調査費用
	共同求人費	20,000	0	
	事業人件費	750,000	484,548	支部負担残業代（職員3名）
	小計　④	19,080,000	19,578,102	
事務所費	家賃・共益費	1,790,500	1,772,500	家賃、駐車場、火災保険
	水道・光熱費	400,000	363,758	
	事務用品・雑費	800,000	951,351	事務用品・雑費・支払手数料
	慶弔費	150,000	137,800	香典、供花
	什器備品費	240,000	62,282	ﾃﾞｼﾞｶﾒ1台、ICﾚｺｰﾀﾞｰ2台
	コンピューター関係費	200,000	329,503	
	支部事務局人件費	0	15,120,493	本部負担
	小計　⑤	3,580,500	18,737,687	
その他費用	納税（自動車税）	74,000	74,000	車2台
	車輌購入引当金繰入	400,000	700,000	
	小計　⑥	474,000	774,000	
a　当期支出合計（④+⑤+⑥）		23,134,500	39,089,789	
b　当期剰余金		0	83,068	
合計（a+b）		23,134,500	39,172,857	
c　前期繰越金		4,801,472	5,501,472	
本部基金		700,000		
次期繰越金（b+c）		5,501,472	5,584,540	

２００８年度　北海道中小企業家同友会釧根事務所　貸借対照表

（２００９年３月３１日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
[流動資産]		預り金	1,407,297
現金	89,657	（釧路　みけた会）	(377,404)
普通預金	4,781,735	（釧路　あゆみの会）	(145,155)
引当金定期預金	2,028,628	（釧路　幹部大学同窓会）	(53,421)
切手・ハガキ類	24,745	（釧路　マルチメディア研究会）	(185,327)
用紙他	18,000	（釧路　ノイズ倶楽部）	(46,270)
未収入金	640,000	（釧路　マウンテンクラブ）	(41,180)
前払家賃(2009年4月分)	140,700	（釧路　マージャン同好会）	(9,961)
立替金	0	（釧路　ゴルフ同好会）	(25,470)
仮払金	0	（根室　山高会）	(307,254)
小計①	7,723,465	（南しれとこ　貘の会）	(151,246)
[固定資産]		（厚岸　歴史講座）	(16,609)
敷金	390,000	（会費等）	(48,000)
電話加入権	212,000	未払金	0
本部基金　※本部会計参照	700,000	仮受金	5,000
小計②	1,302,000	引当金	2,028,628
		（車両購入）	(1,485,354)
		（釧路　同友会祭）	(0)
		（記念事業）	(66,543)
		（備品購入）	(381,410)
		（特別活動）	(95,321)
		小計③	3,440,925
		[自己資産]	
		前期繰越金	5,501,472
		当期剰余金	83,068
		小計④	5,584,540
合計（①＋②）	9,025,465	合計（③＋④）	9,025,465

普通預金内訳	4,781,735	引当金等内訳	2,028,628
（大地みらい信用金庫　新橋支店）	(1,124,499)	（大地みらい信用金庫　新橋支店）特別活動	(95,321)
（大地みらい信用金庫　中標津支店）	(555,668)	（大地みらい信用金庫　新橋支店）備品購入	(381,410)
（大地みらい信用金庫　根室本店）	(713,946)	（大地みらい信用金庫　新橋支店）記念事業	(66,543)
（釧路信用金庫　愛国支店）	(1,393,938)	（大地みらい信用金庫　新橋支店）車輌購入	(1,485,354)
（北洋銀行　釧路中央支店）	(993,684)	（釧路信用金庫　愛国支店）　同友会祭	(0)
未収入金内訳	640,000		
(翌月入金分還元金)	(640,000)		

備品台帳

乗用車	2	デジタルビデオ	1	ＩＣレコーダー	3	テーブル	5
（ﾌﾟﾘﾒｰﾗ）		デジタルカメラ	3	冷蔵庫	1	来客テーブル	2
（ﾗﾝｻｰ）		ＦＡＸ兼用コピー機	1	事務机	5	受付カウンター	1
パソコン	6	電話機	8	スチール書棚	13	事務用椅子	5
プリンター	3	テレビ	1	スチールロッカー	1	会議用椅子	12
プロジェクター	1	ビデオデッキ	1	パンフレットスタンド	3	ホワイトボード	2

【会計監査報告】

北海道中小企業家同友会釧根事務所２００８年度決算は、監査の結果、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

2009年4月7日

会計監査　北山幸徳

会計監査　前田昭夫

議題＜１＞　２００９年度の活動方針と予算

「良い会社をつくろう。良い経営者になろう。良い経営環境をつくろう」という同友会三つの目的は、厳しい時代になればなるほど輝きを放ちます。今年度も支部内の四つの町に広がった会員企業の繋がりを強化して参ります。

（１）「中小企業憲章」の学習と、中標津町の「中小企業振興基本条例」の制定運動を進めましょう。（条例推進室）

全道、全国の運動と連携して、『中小企業憲章』や『中小企業振興基本条例』などの研究を進めます。今年度は中標津町の条例制定を目指しましょう。

（２）会員企業の経営基盤を強化する例会を開催しましょう（経営企画委員会）

企業存続のために経営改善に全力で取り組みましょう。悩みを率直に出し合い、同友会の先達の知恵や実践に学び、会員企業の経営基盤を強化する充実した例会を開催しましょう。

（３）１４５会員を達成しましょう。（４役・組織交流委員会）

新しい会員が入会することは、新しい魅力を持った教師を迎えることであり、経営に役立つ辞書が１頁増えることになります。今年度は中標津町内と農業者への入会を重点的に呼びかけましょう。

（４）別海地区会の活動を支援しましょう。羅臼、標津の会員との交流も進めます。（４役）

昨年発会した別海地区会には、講師を派遣するなど支部をあげて支援しましょう。４月に別海町中小企業振興基本条例が制定され、企業組織率も２０％を超えています。別海地区会は５３社の会員数になっていますが、今年度は６０社会員を目指しています。支部をあげて応援しましょう。羅臼・標津の会員の皆さんとの交流も進めましょう。

（５）会員企業の後継者・幹部の育成を図りましょう（４役）

企業や同友会運動の後継者の育成を図りましょう。会員企業の幹部社員にも積極的に同友会に参加してもらえるように働きかけましょう。

（６）経営指針成文化研究会を継続します（経営指針成文化推進室）

「経営指針成文化研究会」を中標津町と別海町で継続して開催しましょう。経営者と社員が共に学び共に育ち、経営環境の変化にも耐えうる強靭な企業をつくりあげましょう

（７）共同求人活動をより幅広くすすめましょう（共同求人共育委員会）

根室支庁や町、商工会、ハローワーク根室、さらに他の団体とも協力して地元企業が人材を確保するための方策を考え取組んでまいります。会員企業の社員研修会も開催しましょう。

（８）地域の潜在的な可能性や、新しい産業の可能性を探って参ります。（地域経済委員会）

地域の歴史や文化を再確認し、地域力経営を進めましょう。

（９）部会活動で活気ある支部をつくりましょう（獏の会）

１５年前にスタートした、青年経営ゼミナール「獏（ばく）の会」は、青年経営者と幹部が自主的に学びあう部会として活動をすすめていまいります。釧路支部の「みけた会」や根室支部の「山高会」との合同企画も進めて参ります。

（１０）全国、全道、釧根三支部の交流を活発にしましょう（４役）

釧根三支部６６０社、全道５，２００社、全国４万社の同友会会員企業は、会員企業にとって貴重な活用すべき財産です。今年度も、会員同士のネットワークを築き、交流をすすめてまいりましょう。全国行事や９月に帯広で開催される「青年経営者全国交流会」に積極的に参加しましょう。

２００９年度　北海道中小企業家同友会釧根事務所 予算（案）

（２００９年４月１日～２０１０年３月３１日）

（単位：円）

収入の部

	勘定科目	2008年度実績	予算
会費収入	入会金還元金	918,000	880,000
	（釧路）	(708,000)	(640,000)
	（根室）	(33,000)	(80,000)
	（南しれとこ）	(177,000)	(160,000)
	会費還元金	7,824,000	7,740,000
	（釧路）	(5,432,000)	(5,400,000)
	（根室）	(770,000)	(780,000)
	（南しれとこ）	(1,622,000)	(1,560,000)
	支部還元金（人件費）	15,149,508	15,000,000
	小計　①	23,891,508	23,620,000
事業収入	釧路会合収入	11,161,375	6,800,000
	（例会・総会）	(9,155,875)	(5,000,000)
	（教育）	(1,143,400)	(1,000,000)
	（厚岸地区会）	(564,500)	(500,000)
	（白糠地区会）	(151,600)	(150,000)
	（摩周地区会）	(146,000)	(150,000)
	根室会合収入	669,800	670,000
	（例会・総会）	(669,800)	(650,000)
	（教育）	(0)	(20,000)
	南しれとこ会合収入	1,894,200	1,920,000
	（例会・総会）	(1,126,200)	(1,100,000)
	（教育）	(0)	(20,000)
	（別海地区会）	(768,000)	(800,000)
	三支部合同事業収入	0	20,000
	共同求人収入	4,250	10,000
	雑収入	425,495	344,000
	小計　②	14,155,120	9,764,000
その他収入	同友会祭り引当金繰戻	789,708	0
	記念事業引当金繰戻	365,536	0
	小計　③	1,155,244	0
当期収入合計（①+②+③）		39,201,872	33,384,000

支出の部

	勘定科目	2008年度実績	予算
事業費	印刷費	481,274	450,000
	通信費	1,063,659	1,080,000
	（郵送料）	(76,517)	(80,000)
	（電話料）	(788,136)	(800,000)
	（FAX料）	(199,006)	(200,000)
	交通費	1,618,349	1,300,000
	出張宿泊費	476,785	700,000
	釧路会合費	12,437,724	7,230,000
	（例会・総会）	(10,616,496)	(5,500,000)
	（教育）	(752,417)	(800,000)
	（厚岸地区会）	(686,026)	(550,000)
	（白糠地区会）	(166,498)	(180,000)
	（摩周地区会）	(216,287)	(200,000)
	根室会合費	724,919	710,000
	（例会・総会）	(724,919)	(700,000)
	（教育）	(0)	(10,000)
	南しれとこ会合費	1,992,697	2,010,000
	（例会・総会）	(1,200,967)	(1,200,000)
	（教育）	(0)	(10,000)
	（別海地区会）	(791,730)	(800,000)
	三支部合同事業費	0	20,000
	図書調査費	298,147	270,000
	共同求人費	0	10,000
	事業人件費	484,548	600,000
	小計　④	19,578,102	14,380,000
事務所費	家賃・共益費	1,772,500	1,800,000
	水道・光熱費	363,758	370,000
	事務用品・雑費	951,351	900,000
	慶弔費	137,800	140,000
	什器備品費	62,282	70,000
	コンピューター関係費	329,503	250,000
	支部事務局人件費	15,149,508	15,000,000
	小計　⑤	18,766,702	18,530,000
その他費用	納税（自動車税）	74,000	74,000
	記念事業引当金繰入		200,000
	車輌購入引当金繰入	700,000	200,000
	小計　⑥	774,000	474,000
a　当期支出合計（④+⑤+⑥）		39,118,804	33,384,000
b　当期剰余金		83,068	0
合計（a+b）		39,201,872	33,384,000
c　前期繰越金		5,501,472	5,584,540
次期繰越金（b+c）		5,584,540	5,584,540

議題＜２＞北海道中小企業家同友会の一般社団法人移行に伴う定款について

北海道同友会の理事会は、５月１８日に開催する第４１回定時総会に「一般社団法人への移行に関する提案」を行うこととなりました。会員の皆様には『一般社団法人　北海道中小企業家同友会定款案』をご覧いただき、ご理解をいただくと共に本総会において充分なご審議をいただきたいと思います。

==========

北海道中小企業家同友会第４１回定時総会　議案

「北海道中小企業家同友会を一般社団法人に移行する議案」提案書

２００９年5月１８日
北海道中小企業家同友会
代表理事　三神純一
法人化特別委員長　鼻和憲生

提案理由

北海道同友会の理事会は、下記の提案理由をもって「北海道同友会を一般社団法人に移行する」ことを提案いたします。

１．　法人格を取得する上で「主務官庁の関与」が最も大きな懸念材料でしたが、昨年１２月の新公益法人関連法が施行されたことによって払拭され、法人の定款自治が保障されることになりました。

２．　北海道同友会の創立から４０年。地道な活動の積み重ねによって築かれた、会の資産を確実に保全するため、法人化が必要と判断しました。

３．　会の内外の期待に応えて、幅広い活動を支える強固な組織基盤を確立するために、一般社団法人へ移行することが必要と判断しました。

提案理由の説明

１．　公益法人制度が大きくかわり、登記によって一般社団法人を設立することが可能になりました。

これまでの公益法人制度のもとでは、同友会は“任意団体を選択”して参りました。その理由は、公益法人の設立・運営に主務官庁の許認可が必要であり、経営者の自主的な運動を推進する同友会の組織的性格とは相容れない、との判断によるものでした。

この最大の懸念事項は、平成２０年１２月に施行された新しい公益法人法によって解消されることとなりました。一般社団・財団法人の設立には、主務官庁の認可・認証が必要とされず、登記による設立と定められました。非営利法人の設立と公益性の認定が完全に分離され、公益認定も行政機関から独立した「第三者機関」が行うこととなりました。

同友会が取得する「一般社団法人」は、主務官庁への設立認可・報告などは全く必要ありません。このことによって、同友会の自主的な運動を、法人設立後もこれまでどおり推進することが可能になったと判断しました。

２．会の資産を確実に保全するために法人化が必要と判断しました。

北海道同友会の組織と財政の概要は次の通りです

◆　会員数：5,255 社（全道 12 支部　2009 年 3 月末現在）
◆　本部と１２支部の連結総資産：2 億 1 千万円（2008 年 3 月末）
◆　北海道同友会『教育振興基金』資産：63,807 千円（2008 年 3 月末）
◆　本部と 12 支部の 2007 年度連結総収入：5 億 350 万円（2008 年 3 月期）
◆　事業拠点数：9 ヶ所（札幌・小樽・函館・苫小牧・旭川・北見・釧路・帯広・室蘭）
◆　常勤役職員数：42 名（パート職員 10 名含む　2009 年 3 月末）
◆　車輌保有台数：17 台（2009 年 3 月末）

①　資産保全のために所有区分の明確化をはかります

北海道同友会には１２の支部があります。任意団体は資産を保有できないため、預貯金口座、電話加入権、車輌登録、事務所賃貸契約等の名義は代表理事、支部長、事務局長などの個人名義となっていいます。法人格を取得し、個人と組織の所有区分を明確にします。

②　車輌事故と会の社会的な責任

事務局員が運転する車輌で事故が発生した場合、車輌所有者等の運行供用者責任が問われます。車輌が事務局員の個人所有名義では対応に不安も残り、事故発生時の社会的な責任を果たすためにも法人化が必要と判断しました。

３．幅広い活動を支える強固な組織基盤を確立するために、法人化が必要と判断しました。

①　公益法人会計の導入

既に一定の財政規模となった財務を適切に管理のため、公益法人会計基準を導入し財務規律を明確化します。

②　公益性と共益性の高い活動を支える組織基盤を

金融アセスメント法制定運動や中小企業憲章、中小企業振興基本条例制定運動など、同友会は公益性の高い運動を推進しています。一方、社員教育、共同求人、産学官連携など、共同・共益事業の活動も広がっています。こうした活動を積極的に推進するために相応しい組織として、一般社団法人を設立し組織基盤を強化します。

以上の提案理由をもって、北海道中小企業家同友会第４１回定時総会に「北海道同友会を一般社団法人へ移行する」ことを提案いたします。

この議案に対するご意見を、代議員を通じて全道総会へお届けいただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人　北海道中小企業家同友会定款（案）

２００９年4月1日

■第１章　総　則

(名　称)

第１条　この法人は、一般社団法人　北海道中小企業家同友会といいます。

(主たる事務所等)

第２条　この法人は主たる事務所を札幌市に置きます。

２．この法人は、理事会の決議により従たる事務所（以下、支部と呼びます）を設置することができます。

■第２章　目的及び事業等

(目　的)

第３条　この法人は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的に活動をすすめます。

（１）同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。（良い会社をつくろう）

（２）同友会は、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（良い経営者になろう）
（３）同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本と北海道経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（良い経営環境をつくろう）

(事　業)

第４条　この法人は、前条の目的を会員の力を合せて達成して行くために、次のような事業を行います。
（１）経験・知識・技術・経済などあらゆる分野にわたる交流を図り、“知りあい・学びあい・けあい”を促す運動。
（２）労使が共に学び合う立場からの各種教室の開催をはじめ、労働力の確保と定着化、労使頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決して行くための活動。
（３）会員の相互の親しみと信頼を基礎に、自主的な共同・協業化をすすめる活動。
（４）会員に情報を提供し、会の団結をはかるために必要な資料、機関誌(紙)の発行。
（５）学識経験者、他団体などに蓄積された知恵をひろく吸収する活動。
（６）中小企業の経営を守り、繁栄を促すために、国や地方自治体、その他に対する働きかけ。
（７）中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に盟しその発展強化を図るとともに、あらゆる中小企業関係団体との協調、交流をすすめる活動。
（８）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

■第３章　会員及び社員

(会員及び社員)

第５条　この法人の趣旨に賛同する中小企業家、およびそれに準ずる者は、業種にかかわりなく誰でも会員になることができます。
２．この法人は、会員の中から選出された代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という）上の社員とします。
３．会員は、代議員によって行使される社員（代議員）総会の議決権を除き、法人法に規定された社員（代議員）の権利を、社員（代議員）と同様にこの法人に対して行使することができます。

（代議員）

第６条 代議員の定数は、支部均等割り分（一支部３名）と支部会員比例分（会員２０名につき１名）の合計とします。 なお、会員比例分の基準日は理事会で定めることとします。
２．代議員は会員で構成される支部の定時総会で選任します。
３．代議員の任期は、選任された日から翌事業年度の定時支部総会の終結までとし、再任を妨げません。
４．代議員は、会員の資格を喪失した場合には、その地位を失います。
５．代議員が欠けた場合には、当該代議員を選出した支部において総会を開催し欠員を補充することができます。この場合の代議員の任期は、前任者の残任期間とします。

（入　会）

第７条　この法人に入会を希望する者は、会員１名以上もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に入会金・会費をそえて申し込み、常任理事会の承認を得るものとします。

（入会金、会費）

第８条　入会金は 20,000 円、会費は一名につき月額 4,000 円とし原則として６ヵ月分を前納するものとします。但し、再入会の場合の入会金は 5,000 円とします。会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、機関誌・紙代が含まれます。

（会員の退会等）

第９条　会員が退会を希望する場合は、常任理事会に対し退会の申し出をし、任意に退会することができます。
２．会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、社員（代議員）総会の決議により退会していただくこともあります。
３．会員がたびたびの請求にもかかわらず、会費を１年間滞納した場合は、会員資格を喪失するものとします。
４．前３項の場合は、当月分までの会費を納入しすでに納入した入会金・前納会費は返戻しません。

(運　　営)

第 10 条　この法人は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわりなく会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切にします。

(政党との関係)

第 11 条　この法人は、目的を達成するためにすべての政党とわけへだてのない関係を築きます。また、

この法人は、会員個人の思想信条の自由を保障し、特定の政党と特別な関係を持ちません。

■第４章　機　関

（社員（代議員）総会）

第 12 条　社員（代議員）総会は最高の決定機関で、①活動の総括、②活動方針の決定、③決算及び予算の承認、④定款の変更、⑤理事、監事の選任、解任、⑥解散、⑦その他法令・定款で定めた事項を決議します。

２．総会は、議決権数の３分の２以上の出席（委任状を含みます）で成立します。議決権は、社員（代議員）１名につき１個とします。議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。但し、本項に、法令に別段の定めがあるときを除きます。

３．定時総会は、毎事業年度の終了後２ヶ月以内に年１回開催し、理事会の決議に基づき代表理事が招集します。 臨時総会は必要がある場合に開催します。総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、理事会に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができます。

（社員（代議員）総会議事録）

第 13 条　社員（代議員）総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

（理事会）

第 14 条　理事会は、この法人の業務執行を決定する機関で、過半数の出席で成立し、原則として３ヵ月に１回開催します。理事会の招集は代表理事が行います。

２．前項の外、理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めたとき、および理事の３分の１以上の申出があった場合に開催します。

３.議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。

４．前項の規定にかかわらず、法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなします。

（理事会議事録）

第 15 条　理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成します。

２．代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印します。

（常任理事会）

第 16 条　常任理事会は、社員（代議員）総会、理事会の決定に従い、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決します。

２．常任理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めたときに代表理事が招集し、過半数の出席で成立します。

３．議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。（各機関に対する意見表明）

第 17 条　会員は誰もが、会のいかなる機関に対しても自由に意見を述べる事ができます。各機関では、提出された意見に対し誠実に検討･審議し、回答いたします。

■第５章　役　員

(役　　員)

第 18 条　この法人に次の役員を置きます。

(１)理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行します。理事は、８０名以上１２０名以内とし、社員（代議員）総会で選任します。理事は会員より選任しますが、必要あるときは会員外からも選任できるものとします。

(２)代表理事は、会務の全般を統括し、内外にこの法人を代表します。代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選定します。

(３)副代表理事は、代表理事をたすけて業務の全般を補佐し、代表理事に事故ある時はその職務を代行します。副代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選任 します。

(４)専務理事は、代表理事、副代表理事をたすけて会の総務を統括し、代表理事、副代表理事に事故あるときはその職務を代行します。専務理事は１名とし、理事会にお いて選任します。

(５)常任理事は、本会の常務を審議処理します。常任理事は３０名以内とし、理事会において任します。

(６)監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。監事は、社員（代議員）総会において会員から２名選任します。

(７)名誉役員：理事会は、理事経験者、その他永年にわたりこの法人の発展に貢献した会員にして、相談役･顧問等を委嘱することができます。

（役員の任期）

第 19 条　理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

２.監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

■第６章　支部・委員会及び事務局

（支　部）

第 20 条　この法人は、地域単位ごとに支部を設置します。支部の設立は理事会の決定によります。支部活動は、社員（代議員）総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部運営規定によるものとします。

（委員会）

第 21 条　この法人の事業を推進するために、理事会は必要な委員会を設置します。委員会の設置・運営に関する取り決めは総務運営規定によるものとします。

（事務局）

第 22 条　この法人は、運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。事務局員の任免、待遇については常任理事会が決定します。

■第７章　会計及び資産

（財政・基金）

第 23 条　この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄附金・その他の収入で運営します。

２．この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができます。

３．拠出された基金はこの法人が解散するときまで返還しません。

４．社員（代議員）総会において基金の返還について決議した後の基金の返還に関する具体的項については理事会が決定します。

（事業年度）

第 24 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとします。

■第８章　定款の変更及び解散・残余財産の帰属

（定款の変更）

第 25 条　この定款の変更は、社員（代議員）総会の決議を必要とします。

（解散）

第 26 条　この法人は、社員（代議員）総会の議決その他法令で定められた事由により解散します。

（残余財産の帰属）

第 27 条　この法人が解散したときに残存する財産は､類似の目的を持つ一般社団法人に譲渡するものとします。

■第９章　公告の方法

（公告）

第 28 条　この法人の公告は電子公告により行います。ただし、やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。

■第１０章　附　則

（最初の事業年度）

第 29 条　この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成２２年３月３１日までとします。

（法令の準拠）

第 30 条　この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとします。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 31 条　この法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙のとおりとします。

以上、一般社団法人北海道中小企業家同友会を設立するため、別紙記載の発起人の定款作成代理人である蛭田清樹郎は、電磁的記録を以て本定款を作成し、電子署名する。

平成　　年　　月　　日

議題＜３＞全道総会代議員の選出

番号	氏名	会社名	役職
１	金曽　義昭	広栄メンテナンス（株）	代表取締役
２	山崎　宏	みどり建工（株）	代表取締役
３	加藤　達雄	（有）中標津保養所温泉旅館	代表取締役
４	佐々木　孝	佐々木テント（有）	代表取締役
５	中島　毅	ほくねん（株）	代表取締役
６	渡辺　政之	（有）ワタナベ葬儀社	常務取締役
７	雨宮　慶一	雨宮印刷（株）	代表取締役社長
８	寺井　範男	寺井建設（株）	代表取締役
９	山口　寿	富田屋（株）	代表取締役
１０	青山　隆志	（有）青山商会	代表取締役

議題＜４＞２００９年度役員選出

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊【記念講演】＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

テーマ：『企業づくりと人育ての実践から学ぶ』

【講師】北海道中小企業家同友会　副代表理事　落合　洋　様
＜（株）テキサス　　代表取締役＞

＊＊

創業時から今日までのあゆみ

☆ ☆　サラリーマン時代の経験が今日の会社経営が全てと言える
☆ ☆　食品メーカーに勤務　アメリカで見た食肉の衝撃が創業の「きっかけ」になる
☆ ☆　創業の年に倒産寸前まで追い込まれ中古マイクロバス１台が倒産の危機を脱出する
☆ ☆　創業５年後に食肉を中心とした小売業に参入する
☆ ☆　規制（酒税法）に守られ絶対的な力のある税務署と地域の酒小売業組合が存在する中で酒のデスカウントに参入　２年後地元の問屋７社から取引停止になる
☆ ☆　酒で懲りているのに　めげず規制（食管法）に守られている米のデスカウントに参入　３年後に自社精米の稼動と同時に(有)ライスミルを設立　現在グループで直販年間4.100トン販売（一般流通には乗せない）
☆ ☆　平成１４年グループで環境推進部を新設　ウエスタン・テキサスグループ　環境への取り組み（生ゴミの堆肥化、食廃油のBDF化、発泡スチロールの粉砕、割箸の炭化）
☆ ☆　お客様声ハガキからは経営の方向まで決められるほどの宝がびっしり　平成１５年にスタート現在 35.000 枚　毎週火曜日２時間かけて全店テレビ会議を通じて（全役員　管理職　店長）分析し経営会義より上に位置付ける
☆ ☆　今後の新規事業　平成１６年にスタートした女性専用フイットネスに参入
☆ ☆　少子高齢化と現在の不況風はビジネスチャンス
☆ ☆　定年退職者の活用と身障者の雇用

同友会とのかかわり

★　★　昭和６３年に入会　はじめの１年は会費を納めているだけで終わった
★　★　２年目の新年交礼会に出席して同友会を認識する
★　★　平成４年小グループが本音で語り合う拓の会設立にかかわる
★　★　平成１０年後継者専門グループ「あすなる会」の設立にかかわる
★　★　平成１６年～平成２０年まで支部長
★　★　同友会を通じて　知り合い　学びあい　たすけ合いは日々実感しています
★　★　多くの社員も同友会幹部学校で学び在職定着率も高い
★　★　なによりも自分自身が同友会で学んだことが成長であり日々の経営に大きく左右していると言っても過言ではない

人とひとの縁の大切さ

【あるレジ打ちの女性】

人は、しばしば目標を見失い、人生の道に苦しみ悩むことがあります。
しかし、だからといっていつまでも苦しんだままということもありません。
人は常に変わることが出来るのです。

その女性は、何をしても続かない子でした。
田舎から東京の大学に来て、部活やサークルに入ったのは良いのですが、すぐにイヤになって次々と所属を変えていくような子だったのです。

そんな彼女にも、やがて就職の時期がきました。
最初、彼女はメーカー系の企業に就職します。ところが仕事が続きません。
勤め始めて３ヶ月もしないうちに上司と衝突し、あっと言う間にやめてしまいました。

次に選んだ就職先は、物流の会社です。
しかし、入ってみて、自分が予想していた仕事とは違うという理由で、やはり半年ほどでやめてしまいました。

その次に入った会社は、医療事務の仕事でした。
しかし、それも「やはりこの仕事じゃない」と言ってやめてしまいました。

そうしたことを繰り返しているうち、いつしか彼女の履歴書には、入社と退社の経歴がズラッと並ぶようになっていました。
すると、そういう内容の履歴書では、正社員に雇ってくれる会社がなくなってきます。
ついに、彼女はどこへ行っても正社員として採用してもらえなくなりました。

だからといって生活のためには働かないわけにはいきません。
田舎の両親は早く帰って来いと言ってくれます。しかし、負け犬のようで帰りたくありません。
結局、彼女は派遣社員に登録しました。
ところが、その派遣も勤まりません。すぐに派遣先の社員とトラブルを起こし、イヤなことがあれば、その仕事をやめてしまうのです。

ある日のことです。
新しい仕事先の紹介が届きました。それは、スーパーでレジを打つ仕事でした。
この店は、読み取りセンサーに商品をかざせば値段が入力できる POS システムのレジではありません。値段をいちいちキーボードで打ち込まなくてはならず、多少はタイピングの訓練を必要とする仕事でした。

ところが、勤めて１週間もするうち、彼女はレジ打ちにあきてきました。
ある程度仕事に慣れてきて、「私はこんな簡単な作業のためにいるのではない」と考え出したのです。

その時、今までさんざん転々としてきながら、それでも我慢の続かない自分が彼女自身も嫌いになっていました。もっと頑張らなければ、もっと耐えなければダメということは本人にもわかっていたのです。しかし、どう頑張っても、なぜか続かないのです。

もっと頑張るか、それとも田舎に帰ろうか。とりあえず辞表だけ作って、決心をつけかねていました。
すると、そこへお母さんから電話がかかってきました。また、田舎に帰ってくるように促され、これで迷いが吹っ切れました。

彼女はアパートを引き払ったら、その足で辞表を出し、田舎に帰るつもりで部屋を片付け始めました。

長い東京生活で、荷物の量はかなりのものです。あれこれダンボールにつめていると、机の引き出

しの奥から手帳が出てきました。小さい頃に書きつづった自分の大切な日記でした。なくなって探していたものでした。そして日記をパラパラとめくっているうち、彼女は「私はピアニストになりたい」と書かれているページを発見しました。

そう、彼女の小学校時代の夢です。
「そうだ。あの頃私は、ピアニストになりたくて練習を頑張っていたっけ」と、彼女はあの時を思い出しました。しかも、ピアノの稽古だけは長く続いていたのです。けれども、いつの間にかピアニストの夢はあきらめていました。

彼女は心から夢を追いかけていた自分を思い出し、日記を見つめたまま、本当に情けなくなりました。
「あんなに希望に燃えていた自分が今はどうだろうか。履歴書にはやめてきた会社がいくつも並ぶだけ。自分が悪いのは分かっているけど、なんて情けないんだろう。
そして私は、また今の仕事から逃げようとしている・・・」

彼女は静かに日記を閉じ、泣きながらお母さんに電話したのです。
「お母さん、私、もう少しここで頑張る」

彼女は用意していた辞表を破り、翌日もあの単調なレジ打ちの仕事をするために、スーパーへ出勤していきました。
ところが、「２，３日でもいいから」と頑張っていた彼女に、ふとある考えが浮かびます。
「私は昔、ピアノの練習中に何度も何度も弾き間違えたけど、繰り返し弾いているうちに、どのキーがどこにあるかを指が覚えていた。そうなったら鍵盤を見ずに、楽譜を見るだけで弾けるようになった」

彼女は昔を思い出し、心に決めたのです。
「そうだ、私は私流にレジ打ちを極めてみよう」と。

レジは商品ごとに打つボタンが沢山あります。彼女はまずそれらの配置を全て頭に叩き込むことにしました。覚え込んだら、あとは打つ練習です。ピアノを弾くような気持ちでレジを打ち始めました。
そして数日のうちに、ものすごいスピードでレジが打てるようになったのです。

すると不思議なことに、それまでレジのボタンだけ見ていた彼女が、今まで見もしなかったところへ目がいくようになったのです。

最初に目の映ったのは、お客さんの様子でした。
「ああ、あのお客さん、昨日も来ていたな」
「ちょうどこの時間になったら子ども連れでくるんだ」
とか、色々なことが見えるようになったのです。

それは、彼女のひそかな楽しみにもなりました。
相変わらず指はピアニストのように、ボタンの上を飛び交います。そうしていろいろなお客さんを観ているうちに、今度はお客さんの行動パターンやクセに気付いてくるのです。

「この人は安売りのものばっかり買う」
「この人はいつも店を閉める間際に来る」
とか、
「この人は高いものしか買わない」

とかが分かるのです。

そんなある日、いつも期限切れ間近の安い物ばかり買うおばあちゃんが、５０００円もするお頭付きの立派な鯛をかごに入れてレジへ持ってきたのです。

彼女はビックリして、思わずおばあちゃんに話しかけました。
「今日は何か良い事があったんですか？」
おばあちゃんは彼女ににっこりと顔を向けて言いました。
「孫がね、水泳の賞を取ったんだよ。今日はそのお祝いなんだよ。いいだろう、この鯛。」
「いいですね。おめでとうございます」

うれしくなった彼女の口から、自然な言葉が飛び出しました。
お客さんとコミュニケーションをとることが楽しくなったのは、これがきっかけでした。
いつしか彼女は、レジに来るお客さんの顔をすっかり覚えてしまい、名前まで一致するようになりました。

「○○さん、今日はこのチョコレートですか。今日は、あちらにもっと安いチョコレートが出てますよ」
「今日はマグロよりカツオのほうがいいわよ」
などと言ってあげるようになりました。

レジに並んでいたお客さんにも応えます。
「いいこと言ってくれたわ。今から替えてくるわ」
そう言ってコミュニケーションを取り始めたのです。
彼女はだんだんその仕事が楽しくなってきました。

そんなある日のことです。
「今日はすごく忙しい」と思いながら、彼女はいつものようにお客さんとの会話を楽しみつつレジを打っていました。

すると店内放送が響きました。
「本日は大変に混みあいまして申し訳ございません。どうぞ空いているレジにお回りください」

ところが、わずかな間をおいて、また同じ放送が入ります。
そして、3 回目。同じ放送が聞こえてきたときに、はじめて彼女はおかしいと気づきました。
そして、ふと周りを見渡して驚きました。
どうしたことか、５つのレジが全部空いているのに、お客さんは自分のレジにしか並んでいなかったのです。

店長があわてて駆け寄ってきます。
そしてお客さんに、「どうぞ空いているあちらのレジへお回りください」
と言ったその時です。
お客さんは店長の手を振りほどいてこう言いました。

「放っといてちょうだい。私はここへ買い物に来てるんじゃない。あの人としゃべりに来てるんだ。このレジじゃないとイヤなんだ」

その瞬間、彼女はワッと泣き崩れました。
その姿を見て、別のお客さんが店長に言いました。

「そうそう。私たちはこの人と話をするのが楽しみで来てるんだよ。今日の特売は他のスーパーでもやってるよ。だけど私はこのおねえさんと話をするためにここへ来ているんだ。だからこのレジに並ばせておくれよ」

彼女はポロポロと泣き崩れたままレジを打つことが出来ませんでした。
はじめて、仕事というのはこれほど素晴らしいものなのだと気づいたのです。
すでに彼女は、昔の自分ではなくなっていたのです。

それから、彼女はレジの主任になって、新人教育に携わったそうです。
彼女から教えられたスタッフは、仕事の素晴らしさを感じながら、今日もお客さんと会話をしていることでしょう。
その後、彼女の履歴書がどうなったかは、誰も知りません。

◎不平不満を抱かれる方が多く、彼女も自己中心的になってしまっていたことに最終的には気付け、しっかりと自分を見つめ直したこと。

◎何気ない単調な作業の中で、目標を自ら持ち、実行したこと。

◎小さなゴールを積み重ねた結果、同じ作業をされている方々達よりも、大きな感動を与えていたこと。

【ある少年の話】

その先生が５年生の担任になったとき、一人、服装が不潔でだらしなく、
どうしても好きになれない少年がいた。
中間記録に先生は少年の悪いところばかりを記入するようになっていた。

あるとき、少年の１年生からの記録が目に止まった。
「朗らかで、友達が好きで、人にも親切。勉強もよくでき、将来が楽しみ。」とある。
間違いだ。他の子の記録に違いない。先生はそう思った。

２年生になると、「母親が病気で世話をしなければならず、時々遅刻する。」と書かれていた。
３年生では「母親の病気が悪くなり、疲れていて、教室で居眠りする。」
後半の記録には「母親が死亡。希望を失い、悲しんでいる」とあり、
４年生になると「父は生きる意欲を失い、アルコール依存症となり、子供に暴力をふるう」。

先生の胸に激しい痛みが走った。ダメと決めつけていた子が突然、
深い悲しみを生き抜いている生身の人間として自分の前に立ち現れてきたのだ。
先生にとって目を開かれた瞬間であった。

放課後、先生は少年に声をかけた。
「先生は夕方まで教室で仕事をするから、あなたも勉強していかない？
分からないところは教えてあげるから」。

少年は初めて笑顔を見せた。

それから毎日、少年は教室の自分の机で予習復習を熱心に続けた。
授業で少年が初めて手をあげたとき、先生に大きな喜びがわきおこった。
少年は自信を持ち始めていた。

クリスマスの午後だった。少年が小さな包みを先生の胸に押し付けてきた。
あとで開けてみると、香水の瓶だった。亡くなったお母さんが使っていたものに違いない。
先生はその一滴をつけ、夕暮れに少年の家を訪ねた。
雑然とした部屋で独り、本を読んでいた少年は気がつくと飛んできて、
先生の胸に顔を埋めて叫んだ。
「ああ、お母さんの匂い！きょうはすてきなクリスマスだ。」

６年生では先生は少年の担任ではなくなった。
卒業のとき、先生に少年から１枚のカードが届いた。
「先生は僕のお母さんのようです。そして、今まで出会った中で一番素晴らしい先生でした。」
それから６年。またカードが届いた。
「明日は高校の卒業式です。僕は５年生で先生に担当してもらって、とても幸せでした。
おかげで奨学金をもらって医学部に進学することができます」。

１０年を経て、またカードがきた。
そこには先生と出会えたことへの感謝と、父親に叩かれた経験があるから
患者の痛みがわかる医者になれると記され、こう締めくくられていた。
「僕はよく５年生のときの先生を思い出します。
あのままだめになってしまう僕を救ってくださった先生を神様のように感じます。
大人になり、医者になった僕にとって最高の先生は、
５年生のときに担任してくださった先生です。」

そして１年。届いたカードは結婚式の招待状だった。
「母の席に座ってください」と１行、書き添えられていた。

たった１年間の担任の先生との縁。
その縁に少年は無限の光を見出し、それを拠り所として、
それからの人生を生きた。
ここにその少年の素晴らしさがある。

人は誰でも無数の縁の中に生きている。
無数の縁にはぐくまれ、人はその人生を開花させていく。
大事なのは、与えられた縁をどう生かすかである。